

子育て世帯への臨時特別給付金のお知らせ

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、18歳以下の子どもを養育している世帯に対し、対象者一人当たり10万円の臨時特別給付金(子育て世帯への臨時特別給付金)を交付します。

※町では所得制限を設けず、18歳以下の子どもを養育している全世帯に交付します。



◆**交付額** 対象者一人当たり10万円(※一括で支給します)

◆**申請について**

①**申請が不要の方**

令和3年9月分の児童手当受給者(公務員を除く)……12月27日に振込済みです。

②**申請が必要な方**

申請者(保護者)	対象者(子ども)の生年月日	申請について
高校生等の保護者	平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子	通知発送済み ※同封する申請書の提出が必要です。
新生児の保護者	令和4年3月31日(木)までに生まれる子	児童手当申請時に、ご案内します。
公務員の方	・児童手当対象児童(令和3年9月分) ・平成15年4月2日～平成18年4月1日に生まれた子 ・3月31日までに生まれる子	随時申請を受け付けます。 所定の申請書と通帳の写しを提出してください。

★高校生等の保護者ご注意ください★

※子どもが小坂町以外の市町村に住んでいる場合は通知が発送されませんのでお問い合わせください。

※10月1日以降に小坂町へ転入してきた方は、9月30日時点で居住していた市町村へ申請が必要となります。

◆**申請期限** 3月31日(木)

※3月18日(金)以降に生まれたお子さんは、出生後15日以内に申請した場合に限り、申請期限後でも受付可能です。

■お問い合わせ先 福祉課町民福祉班 (TEL29-3925)

小坂町燃料券を交付します

新型コロナウイルス感染症の影響及び燃料価格の高騰による経済的負担を軽減するため、町内の指定事業所で灯油や自家用車用燃料の購入に使用できる燃料券を交付します。

■**対象者** 令和3年12月1日時点で、住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主

※福祉施設等に入所している方を除きます。

■**交付額** 1世帯当たり10,000円
(1,000円券×10枚)

※町内指定事業所でのご利用に限ります。

※おつりは出ませんのでご注意ください。

■**発送時期** 1月11日(火)から、
世帯主宛てに簡易書留で順次
郵送します。

■**使用期限** 3月31日(木)

▼黄色の券です



◆**利用可能な町内指定事業所(6事業所)**

- (株)アニモ セルフ小坂給油所
- (株)工藤米治商店 小坂給油所
- (株)小坂エナジー 公園通り給油所
- 東北つばめ石油販売(株) 十和田湖畔給油所
- (株)芳賀文蔵商店 小坂給油所
- (株)サンデーホームマート小坂店

■お問い合わせ先 観光産業課観光商工班 (TEL29-3908)